

第九回 参議院 厚生委員会 會議録 第四号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)午前
十時二十五分開会

本日の會議に付した事件

○毒物及び劇物取締法案(内閣提出)
○健康保険法改正法案(一部修正に關する請願(第三三〇号))

○国民健康保険の育成に關する請願(第三三二号)

○国民健康保険事業の危機突破に關する陳情(第六一〇号)

○健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険制度に關する調査の件(身体障害者に対する更生年金に關する件)

○委員長(山下義信君) 只今より厚生委員会を開会いたします。

毒物及び劇物取締法案を議題といたします。御質疑を願います。速記を止めて下さい。

午前十時二十六分速記中止

午後零時十九分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を始めて下さい。

毒物及び劇物取締法案につきまして別に御質疑はございませんか……別に御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。

第八部 厚生委員会會議録第四号

昭和二十五年十二月六日【参議院】

御意見のおありのかたはそれ〴〵賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思ひます……別に御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めて差支えございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。毒物及び劇物取締法案につきまして採決をいたします。本法案を原案通り可決することに賛成のかたの御起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(山下義信君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可決した方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小杉 繁安 井上なつゑ
有馬 英二 中山 壽彦
城 義臣 河崎 ナツ
堂森 芳夫 藤原 道子
藤森 眞治 深川タマエ

○委員長(山下義信君) 御署名洩れはございませんか……御署名洩れはなにもありません。なお本會議における委員長の日頭報告の内容は本院規則第一百四条によつて多数意見者の承諾を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答

の要旨及び討論の要旨、表決の結果を報告することとして御承認願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(山下義信君) なお請願第三三〇号及び同第三三二号、陳情第六一〇号は健康保険法に關する小委員会に付託することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山下義信君) 御異議ないものと認めます。よつて右請願並びに陳情は同委員会に付託いたします。

○委員長(山下義信君) この際日程に移りまして健康保険法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○藤森眞治君 健康保険法の一部改正につきまして厚生大臣にお伺いしたいのですが、私は曾て黒川厚生大臣に社会保険のことに關して一応御質問申し上げ、保険経済の危機に對して何とか抜本的におやりになるつもりはないかというところをお伺いしたものでござい

ますが、その後またこの保険経済は面白くない状態になつております。そうしてこれまでにおきまして、たびたび保険料率の値上げというところで処理されて来ておられますが、又今回も保険料率を値上するということによつて解決されようとするのであります。が、實際にこの保険経済というものを

見ました場合に、一時的にこれだけで済むものではないというふうな考え方を我々はしております。従つて今回は社会保険の経済に關する小委員会まで設けられておられるのでありますから、この際において厚生大臣として保険経済をどういうふうに行うか、どういうふうな根本的のお考えがあるかというところを先ずお尋ね上げたい。

それから第二には社会保険制度に關する勸告案がすでに出ております。これにつきましては社会保険というものが非常に大きく取上げられております。この審議会の勸告案なるものは必ずしも現在の厚生省のお考えとは一致していない点があるんじゃないかと、うなづかぬ点があります。今後この社会保険制度の勸告案に對して厚生大臣は如何うな考えをしておられますか。先ずこの二点をお伺いしたい。

○國務大臣(黒川武雄君) 健康保険の料率を上げますことは實際上望ましくないのでございまして、できますれば社会保険制度審議会からの折角の勸告もございまして、現在政府におきましても関係諸会を設けて検討中でございまして、その成果を得ました上にいたしたいのでございましてけれども、それが早急にいたしたいのは勿論希望しておりますけれども、明日、明後日という日を切つて決定することはできませんので、取りあえず保険料率の引上を以て赤字の補填にしたいという考えでございまして、勿論この赤字補填の方法はどうしたらよろしいかというところは、国民、又健康保険に入つておられるかた〴〵の相互扶助の精神をもう少し高揚せられて、そ

してお互に健康だから私わんとかいうようなことでなく、病氣になつたら十分に利用する、健康の場合には病人に對して同情がない、そういう氣持を先ずなくさなくちやならんことが第一であると思ひます。

第二は保険料金を必ず完納するといふ氣持になつてもらいたいということでございます。その他保険に入りましてからといつて、濫療いゝゆる何でも病氣になつたら見てもらうんだ、診察してもらうんだ、そして薬をもらふのだというふうな考えでなく、又医者のはうにおきまして、その濫療の弊もないと限りません。その点も十分厚生省といたしましては濫療、濫療のほうも慎しんでらうように指導し、又保険料金を十分に納めてらうように指導したいと考えております。

○藤森眞治君 私の質問が少し徹底しなかつたからと存するのであります。が、保険料率の点につきましては又小委員会もありまして十分事務当局に伺ひますが、この社会保険制度に關する勸告に對しまして現在一番に社会保険を主管しておられます厚生大臣として、この勸告案に對してどういう根本的のお考えを持つておられますか、こういうことをお尋ねいたしたわけでありまして。

○國務大臣(黒川武雄君) 只今申されました通り、社会保険に關するいゝゆる被保険者の考えを先ず改めて行かなくちやならんということも考えておりますが、私といたしましては、御承知の通り来年度におきましては、その事

すが、なお非常に額が少いので只今恩給局において考案中でございます。

○藤森眞治君 先ほどお尋ねしましたとおり少し附加して具体的にお尋ねしたいと思うのですが、私のお尋ねしているのは社会保険を主管しておられる厚生大臣としての御意見を聞いておるわけなんです、勸告案に示されている点を厚生大臣は全面的にこれを是認しておられるかどうか。例えて申しますと社会保険に対する国庫補助の問題、或いは経営主体の問題、或いは結核との関係、或いは予防給付の問題、そういうことにつきまして相違御意見があつて然るべきだと存じます。そういう点を勸告案をそのままこれを是認されるべきでしょうか。い

○国務大臣(黒川武雄君) お答えいたします。勸告案についての私の考え、それについて私はどう考えるかという御質問のようでございますが、只今私自身としては先ほど申し上げましたように来年度の予算にもすでに初めて立案したぐらゐの気持でございます。勸告案につきましては十分おわかりだ

○藤森眞治君 検討中というお話でありますが、又内閣においても懇談会か何かで運んでもらえるというふうに関

府がこれを立決するといふ場合に、どういたしまして現在の主管大臣であるあなたの協力というものは非常に大

きく見なければならぬというところは我々痛感しております。ただ予算の面で少し出したとか、いつ誰に言ふたとかいう意味でなくして、自分はどこまで勸告案が是なりと認めてこれに進むのだというお考えがあれば、そういう点を承わりたい。併しこういう点については自分の意見は勸告案の通りというところは率直に承わりたい。又我々の国会のほうにおいても或いは社会立法をやつてはどうかという御意見の方もあるように存じますので、今日只今においてどういたしまして、

○国務大臣(黒川武雄君) 勸告案につきましては、関係しております省が相違にございまして、私だけで考えを申上げるといふこともできませんが、私の所管しております厚生行政の関係におきましては、先ず勸告案の出ます前に、社会保障制度審議会から研究試案というものを六月にお出しになりました。その試案に基づいて厚生省は来年度の予算を計画したのでございます。現在のところ先程申上げました通り、厚生省の欲するがままに予算が取れて

○国務大臣(黒川武雄君) 勸告案につきましては、関係しております省が相違にございまして、私だけで考えを申上げるといふこともできませんが、私の所管しております厚生行政の関係におきましては、先ず勸告案の出ます前に、社会保障制度審議会から研究試案というものを六月にお出しになりました。その試案に基づいて厚生省は来年度の予算を計画したのでございます。現在のところ先程申上げました通り、厚生省の欲するがままに予算が取れて

○国務大臣(黒川武雄君) 勸告案につきましては、関係しております省が相違にございまして、私だけで考えを申上げるといふこともできませんが、私の所管しております厚生行政の関係におきましては、先ず勸告案の出ます前に、社会保障制度審議会から研究試案というものを六月にお出しになりました。その試案に基づいて厚生省は来年度の予算を計画したのでございます。現在のところ先程申上げました通り、厚生省の欲するがままに予算が取れて

○国務大臣(黒川武雄君) 勸告案につきましては、関係しております省が相違にございまして、私だけで考えを申上げるといふこともできませんが、私の所管しております厚生行政の関係におきましては、先ず勸告案の出ます前に、社会保障制度審議会から研究試案というものを六月にお出しになりました。その試案に基づいて厚生省は来年度の予算を計画したのでございます。現在のところ先程申上げました通り、厚生省の欲するがままに予算が取れて

おりませんので、厚生省といたしましては先ず来年度は結核対策を主にし、そして社会保障制度審議会に結核対策を先ず審議して頂きたいという、こういうつもりでありまして、又予算もそのほうに組んでおります。結核に対する十分な私どもの要求するだけの予算が取れますれば、自然社会保険におきましても給付のほうに健康保険におきましても給付のほうにそれが廻つて、三〇%ほどの結核患者があるのでございますので、相当の額が廻つて来るようになるのでござい

○井上なつ子君 ちよつと先の問題に關連して、もう一言。あと先になりまして質問を続けませんで誠に失礼いたしました。厚生大臣も傷病軍人の方の傷病恩給について恩給局ともよく相談をするとおつしやつて頂きますが、非常に有難く存するのでござい

○井上なつ子君 ちよつと先の問題に關連して、もう一言。あと先になりまして質問を続けませんで誠に失礼いたしました。厚生大臣も傷病軍人の方の傷病恩給について恩給局ともよく相談をするとおつしやつて頂きますが、非常に有難く存するのでござい

○井上なつ子君 ちよつと先の問題に關連して、もう一言。あと先になりまして質問を続けませんで誠に失礼いたしました。厚生大臣も傷病軍人の方の傷病恩給について恩給局ともよく相談をするとおつしやつて頂きますが、非常に有難く存するのでござい

○井上なつ子君 ちよつと先の問題に關連して、もう一言。あと先になりまして質問を続けませんで誠に失礼いたしました。厚生大臣も傷病軍人の方の傷病恩給について恩給局ともよく相談をするとおつしやつて頂きますが、非常に有難く存するのでござい

ますか。そのほうに關連して傷病恩給を上げるようなことになつておりますかどうか。

○国務大臣(黒川武雄君) 只今のところ通常国会に厚生年金を二倍にする案がございまして、従いまして又傷病恩給の点も自然増額になるんじゃないかと思つております。

○井上なつ子君 結構でございます。

○委員長(山下義信君) ちよつと大臣に伺いますが、先程藤森委員の質問は非常に重大な質疑でございますので、本日は時間の關係上各委員の出席もござい

○委員長(山下義信君) ちよつと大臣に伺いますが、先程藤森委員の質問は非常に重大な質疑でございますので、本日は時間の關係上各委員の出席もござい

ることになつたのであるか。財政の賄いの都合上で実現ができなかったが、政府の方針としてはその方針で進むことに確定しておりますかどうか。財政上実現ができなかったということ

○国務大臣(黒川武雄君) 給付の点につきましては、政府の方針については、勸告案が来年度の予算案が大体でました後で出されましたので、その点については政府の方針如何ということはまだきまつておりません。

○委員長(山下義信君) そうしますと何ですか、政府のほうではその点について一考えて見ようという御方針はないわけではございませんか。

○国務大臣(黒川武雄君) それはこれからの検討に待つのであります。

○委員長(山下義信君) それは御尤も

と観光資源に富み、陸路は汽車およびバスによつて海上は巡航船によつて観光客の輸送と資材の運搬にあたり、住民もまたこの地方の発展に努力しているから、すみやかに国立公園に指定せられたいとの請願。

三八五号 昭和二十五年十一月二十八日受理

医業分業反対に関する請願

請願者 岡山市石関町七八 杜

国法人岡山市医師会会

長 川崎祐宣

紹介議員

中山壽彦君 加藤武徳

強制医業分業は、医師の調利権を奪はく奪することによつて、患者の自由を奪い国民医療の実質低下と物心両面の負担を強要する制度であるから、現行の任意医業分業を支持し、強制医業分業には反対であるとの請願。

第四一九号 昭和二十五年十一月二十八日受理

美容師法制定反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷

五ノ八五六 日本美容

師会内 宮前ちよ子

紹介議員

油井賢太郎君

伝えられるところによると、今国会に美容学校経営者ならびに一部の美容業者により美容師単行法が提出されるところであるが、該法案の内容は必ずしも人を極め、万一かかる法案が通過実現をみる時は業界の進歩向上ならびに一般民主主義にも逆行する結果となり、全国業者の理想といちじるしく相違するから、今回の美容師法には反対であるとの請願。

第四二四号 昭和二十五年十一月二十八日受理

十八日受理

戦争犠牲者遺族の援護強化に関する請願

請願者 宮崎県庁内宮崎県遺族

連合会内 荒川岩吉

紹介議員 楠見義男君

戦争犠牲者遺族の援護強化に関して、第五国会において兩院で決議されたことは遺族一同喜びにたえないところであるが、戦争の犠牲となつた遺族の生活は心身共に疲労の極に達しているから、これら遺族の窮状を救済するため、(一)遺族年金、弔慰金の支給、(二)遺族女子女に対する育英資金制度の活用、および教育費の負担、(三)生業資金制度の拡充等遺族援護の厚生対策を早急に具現せられたいとの請願。

第六〇号 昭和二十五年十一月二十八日受理

新宿御苑内に国民プール建設反対の陳情

陳情者 東京都文京区弥生町東京

大学農学部第一号館内社

団法人日本造園学会長

丹羽鼎三

新宿御苑はわが国の洋式造園の発祥地であり、また明治時代の日本庭園としてもすぐれた文化価値を持つてゐる。このような所に観客三万人も収容する大プールを建設されることは不適當であるから、当苑内にプールを建設することは絶対に反対であるとの陳情。

第六一〇号 昭和二十五年十一月二十八日受理

団体連合会理事長 斎藤祐哲

国民健康保険事業は経済事情その他の原因によつて、崩壊の危機にあるから、(一)保険者および国民健康保険団体連合会事務費の全額国庫補助の実施ならびに、診療機関の整備充実費および保健施設費に對して五割の国庫補助をすること、(二)結核医療費の半額ならびに、一般医療費の二割を国庫および県費補助とすること、(三)予金部資金の長期貸付の道を開くこと、(四)保険料を目的税として徴収できるよう法を改正すること、(五)昭和二十五年において保険者に対して県費補助をすること等の改善策を講ぜられたいとの陳情。

昭和二十五年十二月二十日印刷

昭和二十五年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 行